

不当景品類及び不当表示防止施行規則の一部を改正する内閣府令（案）等への意見

【名 前】 認定 NPO 法人 消費者機構日本

【住 所】 東京都千代田区六番町 15 主婦会館プラザエフ 6 階]

【電話番号】 03-5212-3066

【電子メールアドレス】 itadani@coj.gr.jp

府令案等の名称	条文番号 運用基準の段落番号	御意見・理由
不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令案	第 10 条 2 項 1 号	<p>賛成である。</p> <p>① 妥当な内容と考えられる。課徴金納付命令に対する自主返金制度がほぼ違反事業者に利用されていない現状に鑑み、その原因の 1 つは、支払い手段が金銭に限定されていたことの煩雑さに起因すると考えられるため、他の電子決済手段の利用を認めて活発な制度運用を促すことは、不当表示による被害を蒙った消費者被害の救済にも資する。</p> <p>② また、その場合の決済手段の範囲について、当該違反事業者の商品・役務のみに利用できる決済手段（ポイント）としてしまうと顧客の囲い込みに繋がりペナルティにならないとの懸念があったが、資金決済法上の「第三者型」の前払式支払手段と規定したことも、適切である。</p>
不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令案	第 21 条の 2	<p>賛成である。</p> <p>改正景表法第 35 条第 1 項による適格消費者団体の資料開示要請の具体的方法を定めるものであって、必要な規定であり、また内容的にも妥当と考えられる。</p>
確約手続に関する運用基準	「5 確約手続の対象」の「(2) 考慮要素」	<p>① 「違反被疑行為の発見の端緒（違反被疑事業者の自主申告であるか否か）」を追加してはどうか。早期の自主申告を促すことになるため。</p> <p>② 「違反被疑行為の規模及び態様」というのはやや抽象的であるため、例えば「違反被疑行為の規模及び態様（違反被疑事業者の規模・売上高・知名度・推計される被害者数・不当表示の内容の悪質性、虚偽性・欺瞞性の程度</p>

		<p>等)」などのように具体的に記載してはどうか。</p> <p>③ 「一般消費者に与える影響の程度」というのはやや抽象的であるため、例えば「一般消費者に与える影響の程度(対象商品等が生活必需品か嗜好品か、不当表示の影響を受けた被害者総数、購入対価の大小等)」のように具体的に記載してはどうか。</p> <p>④ 「確約計画において見込まれる内容」というのはやや抽象的であるため、例えば「確約計画において見込まれる内容(自主返金実施計画の有無、対象商品等の交換の有無等)」のように具体的に記載してはどうか。</p>
<p>確約手続に関する運用基準</p>	<p>「5 確約手続の対象」の「(3) 確約手続の対象外となる場合」</p>	<p>① 違反被疑事業者が、過去 10 年以内に法的措置を受けた場合を対象外とすることは妥当と考える。</p> <p>② 不当表示について故意のある場合を除外するのは妥当であるが、行政手続上、故意の存在を客観的に立証することには困難を伴うため、更に、違反行為について重過失が認められる場合も対象外となり得ることを文言上誤解の余地がないように明記すべきである。「悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合」という文言の中にその意味が込められているのかもしれないが、より明確に「違反被疑事業者に故意の存在と同視し得るほどに社会通念上容認できない程度の重過失が存在すると消費者庁が判断する場合」等と明記してはどうか。</p>
<p>確約手続に関する運用基準</p>	<p>「6 確約計画」の「(3) 確約措置」の「イ 確約措置の典型例」</p>	<p>① 「(ア) 違反被疑行為を取りやめること」は、「措置内容の十分性を充たすために必要な措置の一つである。」ではなく、「措置内容の十分性を充たすために必須の最低限の措置の一つである。」とすべきである。違反被疑行為を取りやめない確約計画が認定されることなどあってはならないからである。</p> <p>② 「(イ) 一般消費者への周知徹底」についても、「措置内容の十分性を充たすために必要</p>

		<p>な措置の一つである。」ではなく、「措置内容の十分性を充たすために必須の最低限の措置の一つである。」とすべきである。</p> <p>③ 「(オ) 一般消費者への被害回復」については、違反被疑事業者の業態・取引方法によっては、取引を行った個々の消費者を特定・探知することが困難であることから、そのような場合には、内閣総理大臣の認定を受けた「消費者団体訴訟等支援法人」に対して、確約手続が実施されなければ下される予定の課徴金納付命令記載の課徴金相当額を寄附したことも、「重要な事情として考慮することとする。」と記載すべきである。</p> <p>④ 「(キ) 取引条件の変更」に記載されている内容は、事実と相違していた不当表示の内容であった取引条件について、逆に実際の取引条件を事後的に合致させることによって消費者被害を回復する手法であって、この点は妥当である。しかし、この方法以外に、商品等の内容に係る景品表示法第5条第1号規定の優良誤認表示についても、その表示内容に実際の商品等の内容を事後的に合致させることについても「措置内容の十分性を満たすために有益である。」としても良いのではないか。</p>
<p>確約手続に関する運用基準</p>	<p>「9 確約計画の認定に関する公表」</p>	<p>① 第1段落については、公表の目的について、「確約手続に係る法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から」だけではなく、「確約手続に係る法運用の透明性、一般消費者に対する情報提供(被害回復措置への参加機会の確保と将来の同種被害の再発防止のため)、事業者(同業他社等)の予見可能性を確保する観点から」とすべきである。</p> <p>② 同じく第一段落のうち、公表内容については、違反被疑行為とされた「広告表示の具体的内容」、「抵触する可能性のある景品表示法の条項、告示」、「事業者による被害回復措置</p>

		の存在する場合はその情報確認と申告方法等」について明記すべきである。
不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方	4 売上額の推計	賛成である。 (1)記載のとおり、違反事業者が売上高算定のために必要な報告を行わない場合には、然るべき方法で推計を行うことには、合理的必要性・妥当性が認められる。 (2)の具体的な推計方法も合理性が認められる。
不当景品類及び不当表示防止法第 8 条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方	5 課徴金の額の加算	賛成である。 「課徴金対象行為」の認定について、繰り返し事犯に該当するか否かについて争いを生ずる余地があると考えられ、その点の判断基準をより明確にした方がよい。
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改定（案）	全体	賛成である。 改定内容は、いずれも景品表示法第 35 条による適格消費者団体の開示要請に係るものであると理解され、妥当な内容である。